

# 災害時における応急活動等に関する協定

令和3年3月16日

鈴 鹿 市

株式会社 近藤工務店

## 災害時における応急活動等に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社近藤工務店（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合における応急活動等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲が乙に対して行う応急活動等の協力要請に関し、その手続等について定め、災害時における応急活動等を円滑に実施することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。
- （2）災害廃棄物とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### （協力要請及び受諾）

第3条 応急活動等を実施する必要がある場合において、甲は乙に対し、次の業務について協力を要請することができるものとし、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）被災した建築物等の解体及び撤去
- （2）被災宅地内の災害廃棄物の撤去
- （3）仮置き場での災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両への積み込み
- （4）災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の撤去
- （5）生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索、救出
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

(協力要請の手続き)

- 第4条 甲が第3条に規定する協力を必要とするときは、別記様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲が負担する業務の経費の見積書を甲に提出するものとし、甲はその内容を精査した上で、乙に業務の実施を要請するものとする。
- 3 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、文書により、必要事項を報告するものとする。

(費用負担)

- 第5条 本協定に基づき、乙が受諾した第2条に規定する業務の経費の負担は、次のとおりとする。
- (1) 第3条第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する業務の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
- (2) 第3条第4号、第5号に規定する業務の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に規定する限度額の範囲内において、甲が負担するものとする。

(業務の実施体制等)

- 第6条 乙は、第3条に規定する業務を速やかに実施できるよう、予め必要な業務担当者及び機械・器具等の確保並びに動員の方法を定め、その実施体制と連絡系統を示した表及び業務担当者の名簿並びに機械・器具等のリストを甲に提出するものとし、その内容について変更があった場合には、その都度、甲に提出するものとする。

(補償)

- 第7条 第4条第1項に規定する要請に基づき、第3条に規定する業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲乙は本協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(連絡体制の整備)

第9条 甲乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第10条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月16日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

乙 鈴鹿市算所三丁目9-50

株式会社 近藤工務店

代表取締役社長



別記様式

年 月 日

株式会社近藤工務店

様

鈴鹿市長

要請書

「災害時における応急活動等に関する協定書」 第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害及び応急活動等を必要とする状況

2 応急活動等の業務の内容

依頼 番号	要請の内容	備考

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当